

北秋田まち美化活動実施要領

（目的）

第1条 北秋田まち美化活動（以下、「まち美化活動」という。）は、北秋田地域振興局建設部（以下、「北秋田建設部」という。）が管理する道路、河川及び公園の公共施設（以下、道路等という）において、ボランティアで清掃、美化及び維持活動を行う団体等に対し、北秋田建設部が支援することにより、公共空間の快適な環境づくりを推進するとともに、地域住民のまちづくり意識の醸成及び地域住民自らの公共空間の快適な環境づくりへの参画を図ることを目的とする。

（参加団体の資格）

第2条 まち美化活動に参加する団体（以下、「参加団体」という。）は、次の各号を全て満たす団体とする。

（1）道路等の快適な環境づくりに意欲的な10人以上の団体であること。

（2）道路等の快適な環境づくりを行い、又は行おうとする企業、商工団体、学校、町内会等の各種団体及び有志等による地域活動団体、その他北秋田地域振興局建設部長（以下、建設部長という。）が認めた団体であること。

2 まち美化活動において、秋田県が委託又は補助する活動と重複する活動を実施しようとする団体は、まち美化活動の参加団体となることができない。

（参加申込手続き）

第3条 まち美化活動に参加しようとする団体は、最初の活動日より14日前までに参加申込書（様式第1号）を建設部長に提出しなければならない。

2 建設部長は、提出された参加申込書を審査し、当該申込書を提出した団体を参加団体として適当と認めるときは、当該団体と速やかに北秋田まち美化活動に関する協定（様式第2号。以下「協定」という。）を締結するものとする。

3 建設部長は、協定が締結されたときは、北秋田まち美化活動参加団体認定証（様式第3号）を交付するものとする。

（協定の変更の手続き）

第4条 参加団体は、活動の区間又は内容等を変更したい場合は、北秋田建設部の担当者との事前打ち合わせを経て、建設部長に変更届出書（様式第4号）を提出するものとする。

（協定の解除の手続き）

第5条 参加団体は、協定の解除を希望する場合は、解除届出書（様式第5号）を建設部長に提出するものとする。

2 建設部長は、参加団体が協定書の各条項に規定する義務を果たしていないと認めたときは、協定を解除することが出来るものとし、協定を解除した場合は、速やかに参加団体に通知するものとする。

（参加団体の活動）

第6条 参加団体の活動内容は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、参加団体の申し出により内容を変更することが出来る。

（1）清掃活動（ゴミ拾い、除草、ほか）

（2）美化活動（花植え、水やり、ほか）

（3）維持活動（ガードレール・遊具等の塗装、カーブミラー等清掃、ほか）

2 参加団体は、1ヶ年度に最低1回以上の清掃活動等を行うものとする。

3 1回あたりの活動における参加人数は5人以上とする。

4 参加団体は、第7条の規定により提出する活動計画書に基づき清掃活動等を実施するものとする。

5 参加団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 清掃活動等の作業は自己の責任において行い、安全の確保に努めなければならない。

(2) 収集したゴミは、各地域の分別方法に従い、適正に処理しなければならない。

(活動計画)

第7条 参加団体の代表者は、毎年度の活動を開始するときは、最初の活動日より7日前までに活動計画書(様式第6号)を建設部長に提出しなければならない。

(活動報告書)

第8条 参加団体の代表者は、毎年度の活動が終了したときは、毎年度の3月15日又は活動終了後から14日以内のいずれか早い期日までに活動報告書(様式第7号)を建設部長に提出しなければならない。

(指導及び助言)

第9条 建設部長は、参加団体に対して、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

(傷害保険への加入)

第10条 参加団体は、参加団体の構成員が協定に定められた作業中に、けが等をした場合に対処するため、自ら傷害保険に加入するものとする。

(事故報告)

第11条 参加団体の代表者は、活動中に事故が起こった場合は、建設部長に一報するとともに、詳細を事故報告書(様式第8号)により報告するものとする。

(北秋田建設部の役割)

第12条 北秋田建設部の役割は、次の各号のとおりとする。

(1) 必要に応じ、活動場所に参加団体の名称を記した表示板(様式第9号)を設置する。

(2) 県のホームページ、ブログ等により参加団体の活動を紹介する。

(3) その他、建設部長が特に認めるものを行う。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する(改定)